

維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領
(平成21年7月15日制定・要領第150号)

(目的)

第1条 この要領は、維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣（以下「物品・役務等」という。）の契約において、当該契約を履行する能力及び意思を有し、競争入札へ参加させる又は随意契約の相手方とすることができる者と認められる者（以下「契約の申込をさせるべき者」という。）が、西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号。以下「指名停止要領」という。）別表第1（ただし、第3号、第6号及び第8号を除く。以下同じ。）及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときに、指名停止要領及び西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領の運用基準（平成18年要領第19号。以下「運用基準」という。）を準用して、取引停止の措置を行うための事務手続を定めることを目的とする。

(取引停止)

第2条 取引停止とは、契約の申込をさせるべき者に対して、一般競争入札及び条件付一般競争入札（以下「一般競争入札等」という。）に係る競争参加資格確認を行わない、又は随意契約において見積りを徴取しない（申込契約の場合は契約申込みを行わない）措置をいう。

- 2 取引停止は、財務担当取締役又は支社長が取引停止の措置を行うべき対象者を定め、契約責任者が個別の契約手続において、契約の申込みをさせるべき者が取引停止措置の対象者であることを確認したときに行うものとする。

(取引停止の対象者)

第3条 財務担当取締役は、指名停止要領別表第2各号に掲げる措置要件の一に該当する者を、取引停止の対象者と定めるものとする。また、支社長は、当該支社管内において同別表第1各号に掲げる措置要件の一に該当する者を、取引停止の対象者と定めるものとする。

- 2 前項の場合、別表各号に規定する地域及び期間に基づいて、情状に応じて地域及び期間を定めることとし、次の各号に掲げる事項（以下「措置の内容」という。）を明らかにしておかなければならない。この場合、取引停止措置の対象となった旨を書面等により当該対象者へ予め通知することは行わない。

- 一 対象者の名称及び住所
- 二 取引停止を行う期間
- 三 取引停止を行う地域
- 四 事実概要

五 取引停止措置理由（別表各号の適用関係）

- 3 取引停止を行う地域を定めるときは、指名停止要領別表第3に掲げる地域区分に従うものとする。
- 4 取引停止の対象者を定めるに当たっては、前各項に定めるもののほか、指名停止要領第4条から第6条までの規定並びに運用基準第1、第4、第5、第7及び第8の規定を準用する。この場合において、「有資格者」とあるのは「取引停止の対象とすべき者」又は「取引停止の対象者」（措置期間中の場合）と、「指名停止」とあるのは「取引停止」と、「工事等」とあるのは「物品・役務等」と読み替えるものとする。
- 5 財務担当取締役が取引停止の対象者を定めたときは、措置対象地域を所管する支社長に対し措置の内容を通知するものとする。また、支社長が取引停止の対象者を定めたときは、財務担当取締役に対し措置の内容を報告するものとする。

（取引停止の適用）

- 第4条 措置対象地域を所管するすべての契約責任者は、取引停止の対象者から一般競争入札等への競争参加資格の確認を申請された場合は、当該申請者に対して競争参加資格を認めてはならない。また、取引停止の対象者に係る一般競争入札等への参加資格を既に確認しているときは、当該確認を取り消すものとする。
- 2 前項の措置は、契約の申込をさせるべき者に対し競争参加資格確認結果通知書により通知するとともに、第3条第2項各号に掲げる事項を記載することにより、措置理由等を開示しなければならない。
 - 3 措置対象地域を所管するすべての契約責任者は、取引停止の対象者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ財務担当取締役の承認を受けたときは、この限りでない。

（情報公表）

- 第5条 取引停止に係る措置の内容は、公表しないものとする（ただし、取引停止の対象者から請求があった場合を除く。）。
- 2 契約責任者は、この要領を閲覧の方法により公表しなければならない。